

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので 提案することは~~ない~~
ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理し経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ式で個人名を記録識別することに疑問を投げかけた。生年月日と併用するから大丈夫とのことであったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はあるか、同名異人もありうるか、もう少し細かい注意が抜けなかつたのか、悔やまれてなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の選択、年金記録確認第三委員会による
審査と斡旋、オンライン上の記録と台帳との照合など
既に様々な方策が実施され、まだ実施が予定されていると
理解しております。これにはかかるべき新たな有効的な
方策はない浮かびません。これまでの方策を今後とも
全力を挙げて実施していくことだと思ってます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きな社会的課題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりませんでした。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミが大きく報道されたときに、一昨年のことになります。

在籍中は、社会保障庁挙げて取り組んだ「オンライン化計画」の実施、そして、過去記録の整理という課題はあくまでの基礎年金番号導入の取組目次にあって、確実な記録管理とそれに基づく年金支給決定への進捗や開かれどものと認識しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような気がりを持つ大きな問題として在籍当時認識していなかったことは本気に不明の至りであり、反省しておりません。

思い返してみると、年金記録は過去何十年もわたる記録でありますので、当然複雑なケースや日々存在することとは在籍当時も認識しておりませんでした。そしてケースレーフキチ等も、年金裁定請求時に請求者の方々の話を十分伺いつつおこなうことにより、記録がこの段階で基本的きちんとしたものになっていた、こうした思い込みが私にはあったかと思います。

今にして思えば、事業実施官庁である社会保障庁にありますから、現場における「適用・検査・監視・記録管理」の業務の実態把握とそれを踏まえた事業運営という、最も基本的なところの取り組みが私自身、そして組織としても本気に下十分だったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生の最大の要因は、いわゆる国民統一番号（年金制度内の番号ではない）の設定なしに年金制度をスタートさせてしまったこと（制度設計の欠陥）。被保険者が複数の年金番号を持っており、戸籍や住民票と異なる生年月日等を登録できたりするシステムでは、完全な記録管理は難しい。それに制度整備後相当期間はコンピュータもない時代であったことを考慮ないと正確な認識は得られないということ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時案の管理（整理）状況を知らないので、お答えできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとなり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(制度論は別に12) 現業界といふべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を実現してきるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正を行くことだと考へていた。

一部の強引な対応により、オンライン計画の早急な実施が妨げられること、「新導入過程で入力作業に正確さを欠く事例」が生じたことが悔やまれる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
- 年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
- 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
- いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
 - 平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出いただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
 - 過及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。
-
- 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていないことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁判を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁判の時を待つことなく記録を確認することができるようになることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

(この問題についての反省点)

- 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点を考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	[REDACTED]
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・ <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦があの後の方の手書きや複数か読みにくく
であります。マイクロフィルムにあって収集する年
をとるのに苦労いたる。 [REDACTED]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつかあつたと
思うから、本人の給与からは厚年保険料を
とり、会社の経費に使つてしまつて社会保険
料は、保険料が入っていないケースか調査
の結果明らかになつたもののが何件かある
筈である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

純木成化の必要が認められ、福祉年金を国民年金導入統合に、やがてのための計画等が詮議され。[REDACTED]として
つとめな。それでコンピューターに互換性がある。コボルの断線をつき、ソートを組んでやがて互換性をもつて、詮議をひき、予算と実戦を繋ぎ大体10年計画と見込み 約10年間で年金 on line がひきこむ等

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦後の大連野原からく萼か15年で国民皆得保
障年金体制をつくれか 医療保険はともかく
(それなり医療費と国庫はあった) 年金について
1次を拿 無職者で、年金に限る月の保険料
か100円か150円で年金めぐれに無理かねやれ。
市町村では保険料原資が不足する
医療保険(国保)に充当し、国民年金は年金内
にうる 保険料を落として、またに貯まる
ご協力、ありがとうございました。

（此本子曰、包家書題、宋刻本也。其後人題、宋刻本也。）

2.01
14

6 5 4 3 2 1

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

其後又復有此之說

二六
五四
七
八四
八五
一二
三四
二三
四五
六五
九五

卷之二

卷之三

卷之三

卷之三

2-15-12
12
12
12
12
12
12
12
12
12

卷之三

卷之三

能的結果。而誰之口
說出這句話來，又
是誰之口說出這句
話來，又

2
C
F
31
Y
fs
10
22
+
44
m4
28
191
21
2
43
8

職場の變了度江新川へ寄りて松井
方の市内を廻して、市内を調べ、矢作
駅周辺を見て同一書号は続出した。午間
か出先へ事務所へ當時農村部から
半年出でたが、半年準備著しく何
加多しと見て、市議会も参院選も、議論
され得る事あるが、[REDACTED] 也例見と云ふ
冬場の半年近く毎年に入らす金年金
の支給が無い。更に除ひ已仕方の如き
の手続だけとれ」と皆第一回決算を取る
が正確か否か、かつて年金に加入中で
輸送事業者の業務がわかるかも
られない

以上筆記

担当者 ひきよしがま

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 |
| 所属 | <input checked="" type="checkbox"/> 本 庁 |
| 経験官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上
<input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上
<input checked="" type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
<input checked="" type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長
<input checked="" type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長 |

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よくに承知してます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時のことをより現在行なわれて
いるように、年金記録の照合を中心には
着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定
や相談を円滑に実施できるよう努
め努力体制を早急に整備することが
重要な課題だった。もちろん、正確な
年金記録の整備はその前提であつた。
現在のように年金記録問題を知つた
のは最近のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に
実施できる体制を整備するというこ
とに努力を傾注したのであるが、当然
その前提となる年金記録が
現在のように状態になつたということは
誠に残念なことである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
<input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長 |

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまでの問題についてお尋ね
以外のものについては、特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向むけた方策の努力
については、本当にやりかねて思っています。現
在行っていること以外の方策は、私
としては考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- [REDACTED]
- ① 不復収支の年金番号の保持者から相当数が存在する
② 腹算簿の旧会帳の中や、エントリーに収録され
ていて記録され 相当数が存在するところ
が大きな問題であります。これの発行についての責任者が
七回もセミナーでは一連の事が話されておりまし
た。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険方全体の問題として、真面目に取り上げ
努力するといった姿勢に欠けていたと深く反省
しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。

a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長 |

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 1 国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。
- 2 ①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解説の表を逐次新聞掲載するべき。
②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。
- 3 上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1,028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、

- 1 5千万件の問題は、明らかになった原因を、府として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。
①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの
②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
- 2 関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、1③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
- 3 原因は、次の部署の対応の検証が必要か。
①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)
②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本府人事部局
③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局
⑤年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a) 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長</p> |

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増（100万人未満から3000万人超へ）、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといつてもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところです。しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまって本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くの外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデーター精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデーター整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデーター不備を招来してしまったことは、かつて業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていないませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

- ① 戦災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と教訓などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実際的な解決策の工夫。
- ② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等（今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる）との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年の年金大改正により20歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されおり、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時 [REDACTED] は基礎年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況がありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、5年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという [REDACTED]

[REDACTED] また、その円滑な実施を図るために組織的対応が必要であると考え、業務センターに [REDACTED]

[REDACTED] としました。その後 [REDACTED] により社会保険庁を離れたため、[REDACTED] からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立ってみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立って、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかりと採る必要があったのではないかと思いますが、当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。

a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長 |

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。